

県内各市町村の移住・定住の促進に係る主な施策について

人口減少により集落機能の低下、耕作放棄地の拡大等が進む中山間地域等において、移住や定住の促進を目的として、県内の各市町村が実施している主な施策は次のとおりである。

1 移住・定住奨励制度

管外から、中学生以下の子どもを持つ家族や一定の年齢以下の者が定住する意志を持って転入した場合などに、2町村で奨励金を支給している。

・新庄村 転入奨励金

(主な要件) 50歳未満の家族又は35歳未満の若者が、定住の意志を持って移住した場合
(助成額) 1世帯につき10万円

・吉備中央町 夢のある町定住奨励金（U・Iターン奨励金）

(主な要件) 50歳以下の者がU Iターンにより定住し、就業する場合
(助成額) 1件につき5万円、申請期限は、移住してから2年間

2 住宅取得支援制度

住宅を新築又は取得し、一定期間以上、定住することが認められる場合などに、1市町村で住宅取得費用の一部を助成している。

・笠岡市 住宅新築助成金

(主な要件) 満40歳以下の者が平成24年度末までに新築し、10年以上定住を誓約する場合
(助成額) 助成対象経費の1/10（上限100万円）

・赤磐市 住宅促進奨励金

(主な要件) 市分譲宅地に新築、1年以内に居住し、5年以上の定住が見込まれる場合
(助成額) 1件につき20万円、義務教育以下の子供がいる場合一人につき20万円加算

・早島町 若者定住促進奨励金

(主な要件) 40歳以下で町外や町内のアパート等から、住居を新築又は取得した場合
(助成額) 年額10万円を5年間交付

・矢掛町 住宅新築助成金

(主な要件) 平成26年度末までに住宅を新築した者が、10年以上の定住を誓約する場合
(助成額) 助成対象経費の1/10に相当する金額を助成

40歳以下で、転入者（上限120万円）、40歳以上の者（上限50万円）など

・奈義町 新築住宅普及促進事業補助金

(主な要件) 住宅を新築・購入した場合、増改築等は対象外

(助成額) 1件につき20万円、地元業者や県産材の利用加算で、最大40万円

・西粟倉村 住宅整備助成金

(主な要件) 満45歳以下で住宅を新築又は購入する者が、5年以上定住を確約する場合
(助成額) 1世帯1回に限り、20万円以内

3 公営分譲地取得支援制度

市町の分譲地を取得し、一定期間内に住宅を新築する場合などに、5市町で分譲地取得費用の一部を助成している。

- ・**井原市 四季が丘団地助成金**

(主な要件) 対象分譲宅地を分譲開始3年以内に購入し、1年以内に新築する場合

(助成額) 宅地購入借入金の利息(上限2%)や固定資産税相当額を3年間助成など

- ・**瀬戸内市 定住促進補助金**

(主な要件) 対象の市分譲宅地を取得し、平成26年度までに住宅を建築し定住する場合

(助成額) 分譲宅地の30%を補助

- ・**真庭市 しらうめ団地住宅建設促進事業補助金(住宅建設助成金)**

(主な要件) 40歳未満の者が対象分譲宅地を取得し、平成26年度までに新築する場合

(助成額) 1件につき20万円、申請者に15歳以下の子がいる場合、1人10万円を加算

4 その他の制度

市の分譲団地に住宅を新築する場合の用地単価の引き下げや、民間宅地の購入に対する助成金、定住促進住宅に一定期間生活し永住する意志がある場合の住宅の無償譲渡、分譲住宅の活用促進のための新築助成金、新婚夫婦に対する住宅家賃の助成などの支援を9市町村で実施している。

- ・**津山市 坪井駅前団地定住促進制度**

(主な要件) 市分譲地坪井駅団地を購入した、40歳未満の者などに対する優遇制度

(内容) 一般販売価格：65千円/坪に対し、40歳未満の夫婦：60千円/坪など

- ・**高梁市 定住促進住宅建築費等助成金(住宅用地取得助成金)**

(主な要件) 移住者が住宅用地を新たに購入し、3年以内に新築する場合

(助成額) 住宅用地の取得に関する費用の1/10(上限60万円)

- ・**鏡野町 町営定住促進住宅無償譲渡制度**

(主な要件) 世帯主の年齢が40歳未満の家族が転入し、町指定の定住促進住宅に20年間生活し、更に永住の意志がある場合

(内容) 定住促進住宅を無償譲渡

- ・**久米南町 早期定住促進助成金**

(主な要件) 町分譲宅地の購入から3年以内に住居を新築した場合

(助成額) 分譲価格の1/10

- ・**美咲町 新婚向け賃貸住宅家賃助成金**

(主な要件) 35歳未満で結婚1年未満の者で、町長が認めた賃貸住宅等に入居した場合

(助成額) 基準額の4/10を5年間(上限月15千円(町やなはら住宅は10千円))

※ 各市町村別の移住・定住促進施策は別添のとおり

各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

| 制度の名称 | 制度概要 | | 備考 |
|-------------|--|---|----------|
| | 目的・対象者・要件等 | 助成内容 | |
| 津 山 市 | 坪井駅前団地定住促進制度 ○ 要 件 ・40歳未満の者などが、坪井駅前団地を購入し、3年以内に住居を新築すること | ・一般販売価格：65千円／坪 ・40歳未満の夫婦：60千円／坪 ・40歳未満の夫婦と小学生以下の子供：55千円／坪 ・母子・父子家庭と小学生以下の子供：55千円／坪 | 他 |
| 笠 岡 市 | 住宅新築助成金 ○ 対象者(次の全てに該当) ・本市に10年以上定住することを誓約する者 ・H21.4.1～24.3.31までに契約し25.3.31までに新築した者 ・工事契約日に満40歳以下の者 ○ 要 件 ・対象者が居住することを目的に新たに住宅を建築するための経費で500万円以上 | 助成対象経費の10/100 (上限100万円) | 住宅 |
| | 定住促進に係る固定資産税相当額一部助成金 ○ 対象者(次の全てに該当) ・本市に10年以上定住することを誓約する人 ・H21.4.1～24.3.31までに市内へ新たに住宅を取得し、取得した住宅がH22～25年度の間に新たに固定資産税の賦課を受ける対象となった人及び共有名義人 ・新たに取得した住宅を生活の本拠地としている人 ・住宅新築助成金の交付を受けていない人 | 新たに固定資産税が課せられることとなった年度から起算して3年度を限度として、住宅に係る固定資産税の額の2分の1に相当する金額を助成 ただし、助成対象は住宅部分に限る | |
| 井 原 市 | 四季が丘団地助成金 ○ 対象者 ・団地分譲開始後3年以内に分譲地を購入した者、住宅工事に着工し、1年以内に完成させることができる者 ・販売を目的とした業者が建築した住宅を購入した者 | ・住宅等取得資金利子助成金 借入金(上限3,000万円)に対する利息(上限2%)を3年間(36か月)補給 | 公営 分譲 |
| | | ・固定資産税相当額助成金 固定資産税相当額を3年間助成(土地、建物) 建物対象は住宅部分のみ | 公営 分譲 |
| | | ・上水道加入負担金助成金 上水道加入負担金相当額 (13mmで126千円)を助成 13mm超：126千円まで | 公営 分譲 |
| | | ・C A T V 加入等助成金 C A T V 新設工事等の基本料金(1台)を助成 (新設の場合52,500円) | 公営 分譲 |
| | | ・新エネルギーシステム導入助成金 太陽光発電1kw当たり10万円 上限50万円(新築時のみ対象) | 公営 分譲 |
| | | ・引越費用助成金 引越費用として、1区画につき5万円を助成 | 公営 分譲 |

各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

| 制度の名称 | 制度概要 目的・対象者・要件等 | | | 備考 |
|-------|--------------------|--|--|------|
| | | 助成内容 | | |
| 高梁市 | 定住促進住宅建築費等助成金 | 定住を促進し、本市人口の増加と地域経済の活性化を図るため、市内において住宅を新築する者、中古住宅を購入し改修する者又は住宅用地を購入する者に対し助成金を交付 | ・住宅新築助成金 5年以上暮らす住宅の新築・購入の場合 新築・購入に係る費用の1/10(上限75万円) ※本市に移住しようとする者で未成年者を養育していない者は上限50万円 ※未成年者を養育している者が、三世代住宅を新築し三世代で居住する場合は25万円加算 | 住宅 |
| | | ○ 対象者 ・本市に定住の意思をもって移住しようとする者 ・現に本市に住民登録を有し未成年の子を養育する者 ・住宅用用地を購入しようとする者 ※新築の場合は市内に事業所を有する建築業者等が施工するもの | ・住宅改修助成金 5年以上暮らす中古住宅を改修する場合 購入後6ヶ月以内に発注し、台所、便所、浴室等を市内に事業所を有する建築業者等が改修する場合で、工事費が30万円を超えるもの改修に要する費用の1/3(上限50万円) | |
| | | | ・住宅用地取得助成金 住宅用地を新たに購入し3年内に新築する場合取得に関する費用の1/10(上限60万円) | 他 |
| 瀬戸内市 | 定住促進補助金 | 分譲宅地の早期完売を図り、定住を促進するため、分譲地を購入した者に補助金を交付 ○ 要件 H22～H26年度までに、市が分譲する分譲宅地に延べ50～240㎡の宅地を建築し定住すること | 当該分譲宅地の30%を補助 | 公営分譲 |
| 赤磐市 | 定住促進奨励金 | 活力あるまちづくりを推進するため、市内の分譲宅地を取得し、定住する者に対して奨励金を交付 ○ 対象者 市分譲宅地を取得し、50㎡以上の住居用住宅を新築し、宅地売買契約後1年内に居住を開始し、5年以上定住が見込まれる者 | 1件につき20万円とし、義務教育以下の子供がいる場合には、子供1人につき20万円を加算 | 住宅 |
| 真庭市 | しらうめ団地住宅建設促進事業補助金 | 真庭市しらうめ団地において住宅の建設を促進し、早期の住宅団地の形成に資するため、当該団地に住宅を建設又は購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付 【要件】 ア 本人又は配偶者が40歳以下である者又は15歳以下の子のある者 イ 市が分譲したそれぞれの宅地において初めて住宅を建設する者 ウ 平成26年度の末日までに住宅の建設が完了する者 | ・住宅建設助成金 申請者又はその配偶者が40歳以下の場合 20万円 申請者に15歳以下の子のある場合 1人につき10万円 ※H25年度～H26年度は半額 | 公営分譲 |

各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

| 制度の名称 | 制度概要 | | 備考 |
|--------------------------|---|--|----|
| | 目的・対象者・要件等 | 助成内容 | |
| 真庭市 しらうめ団地住宅建設促進事業補助金 | 【要件】 ア 完成見学会を開催する者 イ 市が分譲したそれぞれの宅地において初めて住宅を建設する者 ウ 平成26年度の末日までに住宅の建設が完了する者 | ・住宅建築促進補助金 住宅の完成見学会を開催する者 7万円 | 他 |
| | 【要件】 モデル住宅を建設する者で、次に掲げる要件のすべてを満たすもの ア 市内に主たる事業所（本店）を有する者 イ 宅地建物取引業の免状を有するもの ウ 建築一式工事に係る建設業の許可を受けている者 エ モデル住宅の建設が平成24年9月末日までに完了する者 オ 当該住宅を6月以上宣伝用のモデル住宅として使用する者 | ・住宅建築促進補助金 交付する補助金の額は、100万円とし、1事業者につき1回を限度 | 他 |
| 早島町 | 若者定住促進奨励金 ○ 対象者 平成22年4月1日以降に新築又は購入した住宅（玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えており、居住用部分の床面積が50m ² を超える住宅）、もしくは併用住宅を新築、取得したもので、住宅の取得日において40歳以下で次のいずれかの要件を満たす人 ・町外から転入して新しく住宅を取得した人 ・町内のアパート等に住んでおり、新しく住宅を取得した人 ・町内で親族等と同居しており、新しく住宅を取得した人 ○ 要件 ・定住の意志を持ち、対象住宅を取得した人 ・住民登録をし、常時居住すること | 最初に奨励金の交付を受けた年度から5年間交付し、年額10万円 | 住宅 |
| 矢掛町 | 住宅新築助成金 ○ 対象者 ・居住を目的に町内に新たに住宅を建築したもの ○ 要件 ・10年以上定住を誓約する者 ・25年度末までに工事を契約し、26年度末までに新築、入居した者 ・対象者が居住することを目的に新たに住宅を建築するための経費で500万円以上であること | 助成対象経費の100分の10に相当する金額を助成 ・40歳以下の者（上限100万円） ・40歳以下で以前3年間に町内に居住したことなく、転入してきた者（上限120万円） ・40歳以上の者（上限50万円） ・40歳以上で以前3年間に町内に居住したことなく、転入してきた者（上限60万円） | 住宅 |

各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

| 制度の名称 | 制度概要 | | 備考 | |
|-------|--|---|--|------|
| | 目的・対象者・要件等 | 助成内容 | | |
| 矢掛町 | <p>人口の増加と少子化対策として、町内への定住促進と民間開発による住宅団地の誘導促進を図ることを目的として、住宅団地を購入した者に対して、助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 助成対象者が住居することを目的に新たに住宅団地（土地開発公社が分譲販売したもの）に住宅を建築した者 ○ 要件 ・10年以上定住を誓約する者 ・25年度末までに工事を契約し、26年度末までに新築、入居した者 | <ul style="list-style-type: none"> ・水道加入負担金助成 13mm水道加入負担金相当額を助成 | 他 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道受益者負担相当額助成 農業集落排水施設受益者負担金相当額、もしくは下水道受益者負担金相当額を助成 | 他 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・矢掛放送CATV加入助成 矢掛放送ケーブルテレビ加入工事費のうち、加入金相当額を助成 | 他 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 助成対象者が住居することを目的に新たに住宅団地に住宅を建築した者 ○ 要件 ・10年以上定住を誓約する者 ・25年度末までに工事を契約し、26年度末までに新築、入居した者 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地購入助成 新築住宅入居時に、小学生以下の子どもがいる者に対し、住宅新築による住宅用地購入にかかる経費の100分の10の相当する金額を助成 (上限100万円) | 他 |
| 新庄村 | 留村奨励金 | 新庄村に家族を持つ新規学卒者の定住を奨励するため、25歳までの新規学卒者が村内に住所を定め就業した場合、留村奨励金を支給 | 新庄村に5年以上の在住を条件とし、その額は10万円とする | 移住定住 |
| | 転入奨励金 | 家族並びに若者の転入を促進するため、義務教育以下の子どもを持つ家族又は、50歳未満の家族及び35歳未満の若者が定住の意思を持って転入した場合、転入奨励金を支給 | 新庄村に5年以上の在住を条件とし、その額は1世帯につき10万円とする(独身者も同額) | 移住定住 |
| 鏡野町 | 町営定住促進住宅無償譲渡制度 | <p>本町における若者を中心とした世帯を対象に、独立、住み替え、U・Iターン等積極的に受け入れるための定住促進住宅に、20年間生活し、更に定住の意志がある場合に無償譲渡（5戸設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者(次の全て該当する者) <ul style="list-style-type: none"> ・本町に居住又は永住を前提として家族で転入及び転入が確約できる者 ・年間所得が100万円以上である者 ・現に住宅に困窮していることが明らかな者 ・世帯主の年齢が40歳未満で、現在小学校以下の子供がいるか将来見込まれる者 ・本町を愛し、町民の一人として地域に融和できる者 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃(月額)5万円 ・敷金15万円(家賃の3ヶ月分) <p>転入して生活を開始した住居及び土地は、定められた条件で20年間生活し、更に永住の意思がある場合は、無償譲渡 (5戸中4戸に入居済み)</p> | 他 |
| | おかやまの木で家づくり推進事業補助金 | <p>県産材の需要拡大と町内定住者の拡大、促進を目的として、以下のを満たした場合に補助金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 おかやまの木で家づくり推進事業実施要領に規定する補助金交付決定者で、町内に自ら居住するために新築される1戸建て住宅を取得する者 | 1戸 30万円(単町費上乗) | 住宅 |

各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

| | 制度の名称 | 制度概要 | | 備考 |
|------------------|---------------------|--|--|----|
| | | 目的・対象者・要件等 | 助成内容 | |
| 奈 義 町 | 町営分譲宅地報奨金 | 奈義町営分譲宅地の販売促進のため紹介者に報奨金を交付。ただし、紹介者が購入者の2親等以内の親族は対象外 | 一区画当たり30万円 | 他 |
| | 新築住宅普及促進事業補助金 | <p>定住人口の増加と県産材の需要拡大を図ることを目的に、奈義町内において住宅を新築する者に対し予算の範囲内において、補助金を交付 ただし、増改築、模様替えは対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 町内に住宅を新築された方 ○ 要件 <ul style="list-style-type: none"> ・個人が建築又は購入する一戸建て住宅であること ・延べ床面積の1/2以上かつ80m²以上が住居用で、台所、便所、浴室があること | <p>① 町内に建築する住宅:20万円 ② 町内の施工業者により施工する住宅:10万円 ③ 県の「おかやまの木づくり推進事業」の要件を満たす住宅:10万円(単町費) ④ 前各号に複数該当する場合は合算とする:最大40万円</p> | 住宅 |
| 西 粟 倉 村 | 住宅整備助成金 | <p>人口の減少を最小限に抑え、地域の活力の維持をはかるため、住宅を新築又は購入した以下の要件を満たす者に助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 村内に住宅を新築及び購入する場合で、村内に住民登録し、5年以上居住を確約し、満45歳以下の者 村分譲地購入の特典を受けている場合は対象外 | 1世帯1回に限り、20万円以内 ※世帯全員の収入が、1千万円以下の世帯 | 住宅 |
| | 就業研修助成金 | <p>人口の減少を最小限に抑え、地域の活力の維持を図るため、以下の条件を満たす者に助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 西粟倉村雇用促進協議会の実施する長期実践型就業研修を終了し、引き続きその事業所に就業するもので、住民登録し、5年以上居住を確約する者 | 1世帯1回に限り、毎月2万円以内とし、1年間を限度とする ※世帯全員の収入月額30万円以下の世帯 | 他 |
| | にしあわくら木の家づくり推進事業補助金 | <p>村の木材の需要拡大並びに木材産業及び住宅産業の活性化を図るために、村内で生産される木材で村内の製材所が製材した材木を一定量使用し、かつ、村内の建築業者の施工により建築した在来型木造住宅に対し補助金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・村内に住所を有し、自ら居住するために村内に一戸建て木造住宅を新築する者又は村外に住所を有し、自ら居住するために村内に一戸建て木造住宅を新築した後、速やかに本村に住民登録する者 ・住宅完成後10年以上の期間において、本村に住所を有し、当該住宅に居住し、かつ、当該住宅の所有権を第三者へ移転しないことを確約する者 ただし、村長がやむを得ない事情があると認める場合を除く ・木材を16m³以上使用のこと ・建築面積100m²以上であること | 県の「おかやまの木で家づくり推進事業」の補助金20万円に、町単独で1戸当たり50万円を上乗せ補助 | 住宅 |

各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

| 制度の名称 | 制度概要 | | 備考 |
|-------|---------------|---|---|
| | 目的・対象者・要件等 | 助成内容 | |
| 久米南町 | 分譲宅地購入助成金 | <p>町分譲宅地への定住促進のため、一定の要件を有する者に予算の範囲内で助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 平成25年度末までに、分譲宅地を購入した者 | 50万円を交付する |
| | 早期定住促進助成金 | <p>町分譲宅地への定住促進のため、一定の要件を有する者に予算の範囲内で助成金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・分譲宅地の引渡し3年内に自ら居住する住宅を建築すること ・住民基本台帳に記録されていること | 分譲価格の100分の10を乗じて得た額を交付 他 |
| | 町分譲宅地紹介謝礼金 | <p>町営分譲宅地の購入希望者をあらかじめ紹介していただき、結果、宅地の分譲となった場合、その分譲価格に応じて謝礼金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 紹介者と購入希望者が次の要件をすべて満たす場合とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・分譲宅地の購入申込み以前に、町へ所定の情報提供書の提出があること ・情報提供をいただいた日から1年内に分譲契約の締結があること ・紹介者と購入希望者が同居の家族でないこと ・紹介者が町の職員でないこと | 紹介謝礼金については、分譲代金×3%+6万円。また、謝礼金の交付の時期は、町から購入希望者への所有権移転登記が完了した後、紹介者からの請求により交付 他 |
| | 木で家づくり推進事業補助金 | <p>県産材野の利用促進と町の分譲宅地への定住促進のため、県が行う「おかやまの木で家づくり推進事業」の上乗せ補助を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・おかやまの木で家づくり推進事業実施要領に規定する補助金交付決定者で、町内に自ら居住するために新築される1戸建て住宅を取得する者 ・町が分譲する土地に建築する場合は加算する | 県の「おかやまの木で家づくり推進事業」の補助金20万円に、町分譲地の場合はさらに25万円を上乗せし総額45万円を補助 住宅 |
| | 空き家活用促進事業補助金 | <p>町内に所在する空き家の流動化を図り、町内への定住促進を目的として、空き家を購入若しくは賃借又は無償で使用する転入者、及び転入者に賃貸又は無償で使用させる空き家を所有する者の居住の用に供する部分(店舗、倉庫等の用途に係るもの)を除く)に対し補助金を交付</p> <p>ただし、当該空き家の機能向上のために行う改修及び設備改善に要する費用に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 台所、トイレ及び風呂の改修費用 ② 簡易水道及び公共下水道への接続工事に要する費用 ③ 前2号に掲げるもののほか、町長が補助することが適當と認める屋内の改修に要する費用 ただし、畳替え、襖又は障子の張り替え、ガラスの入れ替え等簡易な改修に要する費用は除く | 補助金の額は、前条に定める経費の総額に10分の4を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし、当該額が100万円を超えるときは、100万円 住宅 |

各市町村別の移住・定住促進施策一覧

(平成23年12月)

| 制度の名称 | 制度概要 | | 備考 |
|----------------------|---|---|--|
| | 目的・対象者・要件等 | 助成内容 | |
| 久米南町 賃貸建築用地無償貸付事業 | 民間活力を導入しながら地域活性化を図るため、定住環境を整備することを目的として、町内で賃貸住宅を経営しようとする民間事業者等に町有地を無償貸付 | この事業の町有地の貸付期間は、契約の日から起算して30年を超えないものとし、貸し付けの町有地の使用料は無償 | 他 |
| 美咲町 | 町営分譲住宅団地等購入補助金 | 美咲町住宅団地の早期完売及び町有地販売促進のため、宅地購入者に補助金を交付 ○ 対象者 自ら居住するための住宅を新築することを目的として、町営分譲住宅団地等を購入した者又は第3者に分譲地とともに譲渡することを目的として住宅の建設を行った者から購入した者 | 購入宅地の面積に対して、坪当たり5,000円 ただし、住宅の新築にあたり、町内の建築業者又は木材業者に発注し、住宅を新築した者については、坪当たり10,000円 公営分譲 |
| | 新婚向け賃貸住宅家賃助成金 | 定住促進のため、賃貸住宅等に入居する新婚世帯の家賃に対して助成金を交付 ○ 対象者 公務員を除く、35歳未満で結婚1年未満の者で、町長が認めた住宅の入居者 | 住宅手当を控除した実質家賃を基準額に100分の40を乗じて得た額で、支給期間は5年間 月額上限：15,000円（ただし、美咲町有住宅管理のやなはら住宅は、月額上限10,000円） 他 |
| | 美咲町定住促進住宅新築等補助金 | 町内定住者を促進するとともに地場企業の育成を図り、魅力と活力ある町づくりを進めることを目的として、町が分譲する住宅団地を購入し住宅を新築する又は新築されたものを購入した者に対し補助金を交付 ○ 対象者 町内に自己が所有するために延床面積66平方メートル以上280平方メートル以下の住宅を新築し、その物件に係る固定資産税（当該年分）を完納した者 | 1 町が分譲する住宅団地を購入し住宅を新築する又は新築されたものを購入した者にあっては、土地及び住宅を対象とし、町内の建築業者又は木材業者を主として利用し、住宅を建築した場合にあっては、固定資産税相当額、その他にあっては固定資産税相当額の2分の1に相当する額 2 住宅団地以外の土地に住宅を新築する又は新築されたものを購入した者にあっては住宅のみを対象とし、その額は、前項による 住宅 |
| 吉備中央町 | 夢のある町定住奨励金 | 吉備中央町への定住を促進し、町の担い手を確保することで、豊かで活力のある町づくりに寄与することを目的に奨励金を交付 ○ 対象者 自らが居住するための住宅を取得した者で、最初に固定資産税が賦課された年の1月1日現在50歳以下、対象住宅は延床面積が50平方メートル以上であること | ・ 住宅取得奨励金 対象住宅の固定資産税相当額（上限10万円/年、対象住宅が岡山県及び町が販売する吉備高原都市又はハートフルタウンの分譲地にある場合は上限12万円/年） 最初に固定資産税が賦課された年を含め5年間 住宅 |
| | | 吉備中央町への定住を促進し、町の担い手を確保することで、豊かで活力のある町づくりに寄与することを目的に奨励金を交付 ○ 対象者 町外からUターンにより、町内又は通勤可能な町外の事業所等に就業し、申請年度の4月1日現在において50歳以下であること | ・ U I ターン奨励金 Uターン：5万円 Iターン：5万円 申請期限は、転入後2年間 転勤等による一時的な転入や婚姻等による転入は対象外 移住定住 |